

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
1	入札説明書	全般						実施方針の質問に対する回答のうち、入札公告時資料で明らかに齟齬がある場合を除き、同回答は有効と考えてよいでしょうか。上記ではない場合、今後も有効となる回答について回答番号をご提示ください。	実施方針の質問に対する回答については有効ではありません。	
2	入札説明書	全般						本事業のリスク分担(案)をご教示下さい。実施方針添付資料-4のとおりという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書でご確認ください。	
3	入札説明書	6	Ⅲ	11			事業期間終了後の措置	「組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準」とは、現在公表されている要求水準書とは異なるものでしょうか。異なるものであれば、運営維持管理計画の提案にあたり、内容をご教示下さい。	同様の要求水準です。	
4	入札説明書	6	Ⅲ	12	(1)	ア	①	本施設の設計	設計業務には、確認申請に係る業務も含まれると考えますが、申請手数料は貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	建設事業者の負担です。
5	入札説明書	13	Ⅳ	2	(8)	ウ		概要説明会	「応募者に対して、当日の概要説明会の実施要領を送付する」とありますが、概要説明会準備期間確保の為、入札参加資格審査の結果通知と同時期にご送付頂けないでしょうか。	送付いたします。
6	入札説明書	23	Ⅵ	2				売電収入の帰属先	実施方針時における質疑回答(No.7)で売電の事業者へのインセンティブは入札説明書において明らかとすることになっていましたが、インセンティブの有無についてご教示願います。	インセンティブはありません。
7	入札説明書	23	Ⅳ	4				保険	組合様にて一般財団法人全国自治協会公有建物災害共済の付保を予定されておられますが、現時点で想定されている補償内容(共済金額、対象とする災害・被害・損害の事象等)について、事業者側で付保する保険内容を決定するため、ご教示願います。	本施設の運営・維持管理期間において、保険対象災害を火災、落雷、破裂又は爆発、車両の衝突、風水雪害、土砂災害等とし、共済金を損害が生じた際における再調達価額(破裂又は爆発の場合は2億円を限度)とする保険を付保する予定です。 なお、受注者の過失等による場合は組合の加入する共済では保険が適用されないため、「入札説明書添付資料-5」を参考に提案ください。
8	入札説明書	23	Ⅵ	4				保険	貴組合にて付保する「一般財団法人全国自治協会公有建物災害共済」の補償内容をご教示ください。	回答No.7をご参照ください。
9	入札説明書	25	Ⅶ	6	ア	(ア)		建設工事請負契約	契約保証金として求めている「建設工事請負契約金額」の100分の10は、建設工事請負契約書(案)第10条2項の「設計・建設業務費」の100分の10と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	25	Ⅶ	6	ア	(イ)		運営業務委託契約	年度運営費は、基本契約書(案)別紙1で定義される「運営・維持管理業務委託費」(年間)と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書添付資料-3	2	(2)					運営変動費	「運営変動費については、計画処理量に基づき毎月1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。」とありますが、運営変動費は各社の独自提案であっても、年度平準化してはいけないという理解でよろしいでしょうか。	平準化の提案をお願いします。
12	入札説明書 添付資料-3	1/4	表1					委託費(運営固定費)	「運営固定費=運転経費+維持管理費+人件費+その他経費」とありますが、「・運営開始前に必要となる諸費用を含む」における開業費及び「・SPCの利益を含む」はその他経費に計上すると理解してよろしいでしょうか。	「・運営開始前に必要となる諸費用を含む」における開業費は、その他経費に計上してください。「・SPCの利益を含む」は、運営固定費の枠内で、応募者の提案に委ねます。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
13	入札説明書添付資料-3	3/4	3	(3)						物価変動に基づく改訂方法	「±3.0%を超過する増減があった場合に改定を行う」とありますが、3.0%は変動幅としては大きいと思料します。公共工事標準請負契約約款における物価変動の全体スライド条項にある1.5%の変動幅への見直しをお願い致します。	入札説明書に記載のとおりとします。
14	入札説明書添付資料-3	4/4	3	(3)	表3					物価変動に基づく改訂に用いる指標	表3に示す指標以外の指標を提案する場合、様式集のどこに記載したらよろしいでしょうか。	様式8-3の欄外余白に記載してください。
15	入札説明書添付資料-4	1	(3)	エ						運営・維持管理業務委託費の減額に関する基本的な考え方	「～減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合の減額」とありますが、異常事態の発生とは運営事業者に起因するものに限ると解釈してよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)第40条をご確認ください。
16	入札説明書添付資料-4	2	(1)							減額等の措置を講じる状態	異常事態の発生とは運営事業者に起因するものに限ると解釈してよろしいでしょうか。	回答No. 15を参照ください。
17	入札説明書添付資料-4	-								モニタリング及び対価の減額について	事業提案書で提案した最終処分量を超過した場合に、運営事業者に課せられる措置について、ご教示下さい。	入札説明書添付資料-4 p3/9「3 運転継続型減額措置」に従うものとします。
18	入札説明書添付資料-4	8/9	4	(3)						計画売電電力量の達成状況の確認	「連続する各事業年度」とは、運営初年度(もしくはペナルティーを受けた年度の翌年度)から計画売電電力達成ポイントが累積で-5ポイントに達するまでの事業年度を指すという理解でよろしいでしょうか。また仮にある事業年度の計画売電電力量達成ポイントがプラスだった場合、累計の計画売電電力量達成ポイントもその分プラスされるという理解でよろしいでしょうか。	前段の質問に関しては、ご理解のとおりです。後段の質問に関しては、ポイントを持ち越すことはしません。
19	入札説明書添付資料-4	8/9	4	(3)						計画売電電力量の達成状況の確認	ごみ量の減少やごみ質の変動による計画売電電力量の未達は、運営事業者の責めに帰すことのできない事由であると考えますので、その場合、合理的根拠に基づき運営事業者が提案する補正式により計画売電電力量を補正するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書添付資料-4	9/9	6	(2)						組合における提案組合内発注金額の達成状況の確認	「実績組合内発注金額が提案組合内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を(中略)当該月の運営固定費から控除して支払う」とありますが、運営事業者は、20年間の運営・維持管理業務期間全体を通じて、提案組合発注金額の総額を達成する義務があるという理解でよろしいでしょうか。処理の状況や気候など様々な影響がある中で、毎月もしくは毎年度、運営固定費を減額することは合理的ではないと考えますので、見直しをお願い致します。	前段はご理解のとおりです。後段は入札説明書に記載のとおりとします。
21	入札説明書添付資料-5	2	(1)							本事業の運営業務にかかる第三者損害賠償保険	保険期間は「運営期間とする」とありますが、20年間の長期契約は保険実務上不可能なので、運営期間中に保険契約を更新し補償を継続することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	3	1)	(7)			環境影響評価書	「建設事業者は、・・・組合が作成する環境影響評価書を遵守すること。」とありますが、入札説明書P10には、「環境影響評価書は平成30年3月に公表」とあります。入札時点では環境影響評価を遵守するために講じる措置に関する項目を見積ることはできないため、平成29年8月に公表される環境影響評価準備書に基づき、見積もりを行うと考えてよろしいでしょうか。また、平成30年3月に公表される環境影響評価書において、環境影響評価準備書から変更された項目が異なる場合は、その対応にかかる追加費用については精算対象と考えてよろしいでしょうか。	前段の質問に関しては、ご理解のとおりです。後段の質問に関しては、環境影響評価書が環境影響評価準備書の内容と明らかに異なり、要求水準書第I編(設計・建設業務編)を変更する場合において、建設工事請負契約書第38条に記載のとおりとします。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
23	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	5	4)		搬入搬出道路	「搬入搬出道路について・・・・・・一般廃棄物最終処分場へ埋立処分するものは、事業実施区域内に組合が整備する道路を用い、外部へ排出するものは、・・・・・・」とありますが、事業実施区域内に組合が整備する道路は、「要求水準書添付資料-1① 全体配置計画図」の県道から緑色のごみ処理施設建設予定地間の白い部分のことでしょうか。 また、最終処分場への接続部は、最終処分場と接するごみ処理施設建設予定地の東側平坦地の範囲で提案してよろしいでしょうか。	前段の質問に関しては、ご理解のとおりです。 後段の質問に関しては、見学者の安全を確保した上で、最終処分場への接続部を東側平坦地の範囲に設ける提案も可とします。	
24	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	5.	5)	(1)		事業実施区域内の必要設備への送電	最終処分場浸出水処理施設、埋立処分地への分岐回路以降の電路・配線工事は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。本工事範囲外である場合、工事時期は本工事に支障がないようご配慮願います。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	5	4)		搬入搬出道路	「要求水準書添付資料-8 ①敷地造成工事・最終処分場工事 門・困障工計画」では、搬入搬出道路(1)と県道、最終処分場との境界部の2箇所に門扉が明記されており、それぞれ造成工事と最終処分場工事の施工範囲となっておりますが、要求水準書P.133、P.155に「門扉を設置すること」と記載あります。要求水準書添付資料-8①を正と考えてよろしいでしょうか。	県道及び最終処分場との境界部の2箇所の門扉は敷地造成工事及び最終処分場工事で設置します。それ以外でごみ処理施設建設用地において必要となる門扉の設置は、建設事業者の施工範囲に含まれます。	
26	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	5	5)	(1)		電力	実施方針等に関する質問、意見書のNo.45で逆潮流の上限値は「2,000kW未満を想定しています。」と回答をいただきましたが、要求水準書に記載がありません。 本事業では、逆潮流上限値2,000kW未満を条件として要求水準書p5の「事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように設計・建設へ反映する」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	5	5)	(1)		電力	逆潮流の上限値をご教示下さい。	2,000kW未満となることを電力会社から回答を得ています。
28	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	5	5)	(2)		用水	上水の取水制限についてご教示下さい。 また井水の取水制限は要求水準書添付資料-3③より0.38m ³ /minと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問に関しては、取水制限は特にありません。なお上水の管径はφ100mm、水圧2.0kgf/cm ² をご想定ください。 後段の質問に関しては、ご理解のとおりです。
29	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	1)		搬入搬出車両	「搬出車両の最大使用として10tトラックを想定している。・・・・」とありますが、平成29年3月21日付け要求水準書(案)では全長、全幅、全高のサイズが記載されていました。今回の要求水準書では、10tトラックのサイズが削除されています。サイズは要求水準書(案)で計画してもよろしいでしょうか。	搬出車両は、①トラック(10t天蓋車)、②トラック(4t平ボディ)とし、各トラックのサイズについては、建設事業者にて想定してください。	
30	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3.				焼却灰搬出車両	通常時、焼却主灰搬出車両は最終処分場に駐車しており、灰搬出時に最終処分場よりごみ処理施設に入場すると考えてよろしいでしょうか。車両動線計画のためご教示願います。	通常時は、ごみ処理施設の灰搬出場所待機する計画です。
31	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	1)	(1)		搬入車両	「⑤ し渣搬入車両(4t)」の車種をご教示願います。	現状はアームロール車を使用していますので、その想定で検討ください。
32	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	2)			搬入形態 表1-4 搬入形態	「脱水し尿し渣(約10kg/1袋)」は、搬入車両にどのような形で積み込まれ、どのように荷卸されるのかをご教示願います。	現状は金網カゴ(キャスター付き)にてホップ階まで運搬し、現場職員の手作業によりホップ投入としていますので、その想定で検討ください。
33	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	1)			搬入搬出車両	搬入搬出車両について、最小回転半径等の車両諸元、または車両メーカおよび型式等がわかる資料をご提示願います。 ・パッカー車(4t) ・アームロールコンテナ車(総重量8t) ・トラック(10t天蓋車)	建設事業者にて、想定してください。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
34	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	1)	(1)	②	搬入車両	パッカー車(4t)のフルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法をご教示願います。	建設事業者にて、想定してください。
35	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	1)	(1)	⑥	搬入車両	トラック(10t天蓋車)はどのようなごみの搬入に使用されているかご教示願います。	災害ごみ等、非常時において圏域外からの搬入を想定したものです。
36	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	1)	(2)		搬出車両	一般廃棄物最終処分場への搬出車両の駐車スペースは、最終処分場側に設けられると考えてよろしいでしょうか。	回答No30をご参照ください。
37	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3	1)			搬出入車両	要求水準書添付資料-7として、繁忙期(12月29日)の既設工場における時間帯別搬入車両台数の実績を示して頂いておりますが、通常日の時間帯別搬入車両台数の実績もご教示下さい。	要求水準書添付資料-7に記載のとおり、通常日の平均搬入車両台数(東部清掃工場:150台/日、エコヴィレッジ旭:51台/日)を参考に、繁忙期の時間帯別搬入車両台数の割合で按分したものを想定してください。
38	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	5.				最終処分場の電気料金	本施設の電力を最終処分場に供給し利用する計画ですが、本施設の発電設備停止中に最終処分場で利用された電気の料金負担は組合様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(最終処分場で負担します。)
39	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	12	第1章	第3節	1.	1)			排ガス温度	排ガスについて、煙突出口における温度の制約はありますでしょうか。煙突出口温度条件の制約が確定しない場合、プラント計画をご提案することが出来ません。制約がある場合には環境影響評価準備書の公表に先んじて、条件をご提示いただけますでしょうか。	環境影響評価上の諸元としては、140℃以下で考えています。
40	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	12	第1章	第3節	1	3)			騒音	ごみ処理施設建設用地境界において基準を遵守するとありますが、前面道路からの施設の圧迫感低減等を優先し、最終処分場・山林部に面する建設用地東・南面に関しては、事業区域境界にて計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務)に記載のとおりとします。
41	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	15	第1章	第3節	2	6)			緑化計画	緑化計画について、ごみ処理施設建設用地で満たすべき、緑化率の条件はありますでしょうか。事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	特に、ありません。事業者の提案に委ねます。
42	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	16	第1章	第4節	1	1)	(2)		実施設計にあたって参考とする図書	「次の図書(最新版)」とは、入札公告時点での最新版と考えてよろしいでしょうか?	事業契約時点とします。
43	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	19	第1章	第4節	2	2)	(2)		現場管理	「現場代理人」と「監理技術者」は兼任してもよろしいでしょうか。	兼任は不可とします。
44	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	19	第1章	第4節	2	2)	(2)	①	現場管理	「現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有する」とありますが、工事の管理に必要な知識と実務経験以外に、必要な特別な資格がありましたらご教示下さい。	特にありません。
45	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	20	第1章	第4節	2	5)	(1)		接続等工事ならびに仮設工事の負担	工事中の仮設工事の接続等工事は、本施設に係る範囲のみと考えてよろしいでしょうか。もし最終処分場の建設工事に係る接続工事を含む場合は、最終処分場建設工事で使用する電気・水道等の使用量を本事業の入札前にご提示頂けるのでしょうか。	ご理解のとおり、仮設工事の接続等工事は、本施設の係る範囲のみです。
46	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	20	第1章	第4節	2.	5)	(1)		接続等工事	電力工事負担金については所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
47	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	20	第1章	第4節	2.	4)	(3)	構造設計担当者の常駐	ごみピット配筋開始より構造設計担当者を常駐する旨、ご指示がありますがごみピットを杭構造とする場合は杭工事開始時と考えればよろしいでしょうか。また、常駐の終了時期を鉄骨建方完了とのご指示ですが付属棟を含めた鉄骨建方完了と考えてもよろしいでしょうか。	常駐期間は、ごみピット配筋開始から本体鉄骨建方完了までとします。 (杭工事については、施工業者の管理厳格化により問題が発生する可能性は低く、付属棟の鉄骨工事も技術的問題は少ないものと考えています)。
48	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	20	第1章	第4節	2.	4)	(3)	構造設計担当者の常駐	構造設計担当者は、入札参加資格審査申請書における「様式2-2 応募者の構成」のうち「2. 本施設の建築物等の設計を行う者」に所属する社員に限ると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(4)	残存工作物	「なんらかの工作物があった場合」、組合様に報告・協議のうえ落札者にて適切に処分を実施しますが、それにかかる費用および工程の延長などは清算対象であると理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第39条に従うものとします。
50	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(5)	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合」、組合様に報告・協議のうえ落札者にて適切に処分を実施しますが、それにかかる費用および工程の延長などは清算対象であると理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第39条に従うものとします。
51	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(6)	残土	残土の場内利用について、残土の乾燥を考慮すると、広域な残土仮置場が必要となります。建設予定地内での残土仮置場の確保が困難であるため、他の事業用地に仮置場の確保をお願いできませんでしょうか。	詳細については建設事業者決定後に協議するものとしますが、極力建設用地内で確保する計画として下さい。なお、埋戻し後の残土については事業用地内での利用を基本とします。
52	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(6)	建設発生土の処分	実施方針時における質疑回答(No.72~77)にて、有効利用できる土量や本工事に使用可能な区域が事業用地内に別途ある場合は、入札説明書等に記載となっておりますが、条件をご教示願います。	有効利用できる土量は、土量バランスからはほとんど見込めない状況です。ただし本工事の埋戻し後の残土処理については、回答No.51を参照ください。
53	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(6)	建設発生土の処分	事業実施区域内で有効利用できる土量(ごみ焼却施設敷地内を除く)をご教示ください。	回答No.51を参照ください。
54	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(7)	マニフェスト	廃棄物の処分を電子マニフェストとした場合、マニフェストの写しは提出不要として宜しいですか。	必要です。
55	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(8)	工事用車両の搬入出経路	「工事用車両は、原則として、事業実施区域西側に隣接する県道住吉熊本線から事業実施区域に搬入すること。・・・」とありますが、他工事との工事車両の錯綜を緩和するために、上記の搬入出口に加え、その南側の緩衝帯部に仮設通路を設けることは可能でしょうか。	不可です。
56	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(8)	工事用車両の待機場所	工事用車両の待機場所として「組合の指定する区域」とありますが、要求水準書(案)添付資料-1に示す「広場(第2期建替用地)」を想定してよろしいですか。	広場(第2期建替用地)の一部(南側のスペース25m×140mのうち、25m×40m程度の利用を可)を工事用車両の待機場所として利用可能です。
57	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(8)	工事車両の待機	貴組合よりご指定いただく工事車両の待機場所は、ごみ処理施設建設用地以外にも確保いただけるのでしょうか	回答No.56を参照ください。
58	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(8)	工事用車両の搬入出経路	「工事用車両の待機は組合の指定する区域」をご教示願います。	回答No.56を参照ください。
59	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(8)	工事用車両の搬入出道路	「必要に応じて警備員による行き先案内を行い」とありますが、本事業は、造成・最終処分場・ごみ処理施設の3工事が同時期に行われる特殊な事業です。県道熊本住吉線からの出入口部分には、最も工事期間の長い造成工事にて常駐警備を計画し、管理の合理化を図っていただけないでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編) P21 第4節 2. 5) (8)に記載のとおりとします。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
60	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	21	第1章	第4節	2	5)	(9)	④	仮囲い及び出入口ゲート	仮囲いの範囲は、本施設の建設工事に係る範囲のみと考えてよろしいでしょうか。 出入口ゲートは最終処分場建設事業者と共用するものと考えてよろしいでしょうか	前段の質問に関しては、ご理解のとおりです。 後段の質問に関しては、ご理解のとおりです。
61	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2	5)	(9)	⑩	仮設工事	「2車線程度の仮設道路を早期に建設」とありますが、本工事より早く開始する造成工事にて設置していただいた方が合理的と考えます。最終仕上舗装のみ本工事とできないでしょうか。	造成工事において舗装を除いて盛土を行い、ごみ処理施設建設着手時点で管理を引き渡します。ごみ処理施設側での管理範囲となるため建設工事期間の安全性等を考慮して仮設道路を整備願います。
62	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2	5)	(9)	⑩	仮設工事	「並行実施工事」とありますが、想定しておられる工事期間中の通行車両のサイズと通行量をご教示願います。	敷地造成工事及び最終処分場工事期間中の最大交通量は、最終処分場の地下貯留ピット及び浸出水処理施設のコンクリート打設日を想定しています。通行車両は、工事が重なる場合を想定して最大で概ね生コン車370台を含めて大型車400台、小型車100台程度と考えてください。
63	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2	5)	(12)	⑦	仮設雨水排水	仮設雨水排水について、貴組合で設置する放流設備の概要(設置時期・処理能力・設置位置)についてご教示願います。 また、放流設備はごみ焼却施設用と最終処分場用(本事業対象外)、それぞれに設置するという事でよろしいでしょうか。	前段の質問に関しては、仮設の濁水処理設備は雨水調整池位置の北側に設置予定、設置期間は平成32年春季まで、設備能力は360 t/h(通常時は5h/日以内運転)を予定しています。濁水処理設備付近に仮設沈砂池を設けます。 後段の質問に関しては、沈砂池までのメインの雨水配管設備は敷地造成工事で設置します。メイン管の設置位置はごみ処理施設建設地近傍としますが、実施時に決定します。ごみ処理施設側雨水排水は、上記メイン管までの配管設備を設置、管理すること、またごみ処理施設側で設置する濁水プラントで処理した後の処理水のみ放流可能です。
64	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2	5)	(12)	⑦	工事排水	本工事から生じる排水(処理水)の接続先は、ごみ処理施設建設地境界(添付資料-1の赤枠のいずれか)と考えてよろしいでしょうか。 また、その接続先の具体的な位置をご教示願います。	前段の質問に関しては、ご理解のとおりです。 後段の質問に関しては、回答No. 63を参照ください。
65	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2	5)	(12)	⑦	施工方法及び建設公害対策	本工事から生じる排水を、組合が別途設置する放流設備に排水する場合の受入基準(水質及び量)をご教示下さい。	本工事で生じる排水は、要求水準書に記載のとおり、「仮設沈砂池または濁水プラントで処理した後に、組合が別途設置する放流設備へ接続」です。従って、組合は建設事業者が処理した排水を放流水路で受ける計画です。回答No. 63も参照ください。
66	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2	5)	(14)		環境モニタリング	工事期間中の環境モニタリングについては、並行実施工事の影響を多分に受け、本工事単独での評価は困難であると想定されます。貴組合で想定されるモニタリング結果の評価方法や活用方法をご教示願います。	並行実施工事の影響があった場合は、その事実を報告願います。評価方法や活用方法は、環境モニタリング結果をみて判断することとします。
67	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2	5)	(13)		作業日及び作業時間	「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする」とありますが、搬入車両の渋滞緩和のため午前8時から作業が開始できるようにご承諾をお願いします。 また、道路交通法制限に伴う特車申請車両は夜間の走行のため、夜間作業は別途、監督員と協議することによろしいでしょうか。	前段の質問に関しては、要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。 後段の質問に関しては、ご理解のとおりです。
68	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	1				材料及び機器	ボイラ本体、ボイラドラム、管及び管寄せ、過熱器、エコノマイザを発電用火力設備に関する定める省令に基づき海外で製作し適合することで、海外製作する計画として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書第I編(設計・建設業務編 P24 「第1章 第5節 材料及び機器」)を遵守してください。
69	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	1.	1) 2)			材料及び機器	海外調達材料及び機器等を使用する場合、成分・強度がJIS規格と同等であれば、GB規格材を使用計画として宜しいでしょうか。	回答No. 68を参照ください。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
70	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	1	2)				材料及び機器	原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。とありますが、ボイラを海外製作する場合の耐圧部材を「発電用火力設備の技術基準-火力設備の技術基準の解釈-第2章第2条の2 別表第1(その2)」にあるASME規格材料を使用計画として宜しいでしょうか。	回答No. 68を参照ください。
71	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	1	2)				材料及び機器	原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。とありますが、ボイラを海外製作する場合の非耐圧部材を成分・強度がJIS規格と同等以上のGB規格材を使用計画として宜しいでしょうか。	回答No. 68を参照ください。
72	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	1.	3)				材料及び機器	海外調達材料及び機器等を使用する場合、国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。との記載がありますが、建設中の案件も実績と考えて宜しいでしょうか。	実施設計時に稼働の実績を有し、組合の承諾を得ることとします。
73	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	1.	6)				材料及び機器	海外調達材料及び機器等を使用する場合、品質管理計画書を作成し、組合の承諾を受けた場合、海外製作メーカーにて製作することができるものと考えて宜しいでしょうか。	回答No. 68を参照ください。
74	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	3.	3)				使用材料	「電線については原則としてエコケーブル」との記載がありますが、盤内の電線類についてはメーカー提案としてよろしいでしょうか。	提案内容については、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
75	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	25	第1章	第6節	1	2)				試運転	「試運転は(中略)建設事業者と運営事業者が協力して行うこと」とありますが、試運転の所掌はあくまで建設事業者であり、運営事業者は建設事業者が行う試運転に協力し、運転指導を受けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	26	第1章	第7節	2	1)	(1)			引渡性能試験条件	「引渡性能試験における本施設の運転は、本施設に配置される運転要員が実施すること」とありますが、ここでいう運転要員とは運営事業者が配置する運転要員に限定されず、引渡性能試験は建設事業者の責任で実施するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
77	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	28	第1章	第7節	2	2)	(2)	表1-13	4	引渡性能試験方法 ガス温度など	備考として「測定開始前に、計器の校正を監督員立会いのもとに行うものとする」とありますが、常設温度計の校正は運転中には行えないため、当該温度計の出荷時成績書と現地ループ試験記録にて、事前に精度をご確認いただく計画としてもよろしいでしょうか。	常設温度計については、ご理解のとおりです。
78	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	29	第1章	第7節	2	2)	(2)	表1-13	8	引渡性能試験方法 焼却灰 熱灼減量	焼却灰のサンプリング場所が「焼却灰搬送コンベヤ出口付近」となっておりますが、Ca等の水和反応の影響があるため、コンベヤ出口(湿灰)では熱灼減量を正確に測れない場合があります。したがって、その影響を除外するため、サンプリング場所を灰押出装置入口(乾灰)としてよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。(引渡性能試験要領書を作成し、組合の承諾を得ることが前提)
79	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	30	第1章	第7節	2.	2)	(2)	表1-13 (3/4)		非常用発電機	試験方法に「JIS B8041に準じる」との記載がありますが、非常用発電機の原動機にガスタービンを採用する場合であり、ディーゼルを採用する場合はJIS B8014を適用する、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書第I編(設計・建設業務編)(平成29年6月13日修正)を確認してください。
80	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	37	第1章	第12節	1.					関係法令の遵守	見積精度向上のため、事業名称を伏せて関係諸官庁や電力会社へのヒアリングを実施しても宜しいでしょうか。	関係行政庁に対する個別の照会は、ご遠慮願います。
81	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	37	第1章	第12節	1.					建築基準法	建築確認について民間の確認検査機関を採用しても宜しいでしょうか。	問題ありません。 ただし、管轄行政庁による審査の要請がないことが前提となります。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
82	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	37	第1章	第12節	1					土壌汚染対策法	残土の再利用に当り、場内発生土は全て土壌汚染対策法で規定する基準に適合した土壌であると考えて宜しいでしょうか。また、地下水も同様に基準に適合していると考えて宜しいでしょうか。	現時点では基準適合は不明です。基準不適合の場合の対応は別途とします。 今後、土壌汚染対策法第18:N254条（3000m ² 以上の土地形質変更）に基づく届出を行う予定です。 地下水については、詳細は環境影響評価準備書（平成29年8月上旬公表）でご確認ください。
83	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	37	第1章	第12節	1					土壌汚染対策法	土壌汚染対策法上、本敷地は汚染の恐れが無い土地（土壌汚染対策法上の区域指定を受けない土地）として考えて宜しいでしょうか。過去の申請履歴等があればご教示下さい。	ご理解のとおり、過去の申請履歴はありません。 回答No. 82も参照ください。
84	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	39								歩廊	「グレーチングは積載荷重を300kg/m ² としたとき、（たわみ量÷支間距離）が1/500以下とする。」とありますが、エキスパンドメタルを採用した場合も同様の扱いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	42	第2章	第1節	6					地震対策	重要機器以外の機器の耐震計算は、「火力発電所の耐震設計規定」を適用するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第I編（設計・建設業務編） P42 6.1)に記載のとおりとします。
86	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	42	第2章	第1節	6	1)				地震対策	「主要機器」とは、「重要機器」と同義と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	43	第2章	第1節	13					電波障害	「建設事業者は建屋及び煙突の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い」とありますが、周囲の住宅などの影響範囲が不明につき調査範囲（測定距離）を明示願います。また、環境測定などの事前資料がございましたらご教示願います。	事前資料はありません。事業者にて想定して下さい。
88	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	44	第2章	第2節	1.	5)	(1)			ごみ計量機	「徴収した料金については、組合が定める方法によって組合の指定金融機関へ引き渡しが可能となるよう」との記載がありますが、現在想定されている方法はありますか。	現状は、組合の指定する書類として納入通知書、指定金融機関の指定書類として歳入金払い通知書、以上2点を揃えて指定金融機関への入金としています。
89	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	44	第2章	第2節	1					ごみ計量機	許可業者車両は、出口計量の際に、現金を支払う車両と、現金を支払わない車両（伝票を受け取り月払いする車両）があると思いますが、おおよその割合をご教示下さい。	許可業者車両は全て現金支払いとなります。
90	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	46	第2章	第1節	3.	5)	(16)			し尿し渣	し尿し渣の荷上げ・ホッパへの投入作業は事業者の所掌外と考えてよろしいでしょうか。	荷上げ並びにごみ投入ホッパへの投入作業は、運営事業者の業務範囲とします。 運営事業者は、要求水準書第II編（運営・維持管理業務編） P12 「第3章 第2節 3. 案内・指示」及び P13 「第3章 第3節 搬入管理」を遵守してください。
91	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	46	第2章	第1節	3.	5)	(17)			動物の死骸	動物の死骸の荷上げ・ごみ投入ホッパへの投入作業の所掌についてご教示ください。	荷上げ並びにごみ投入ホッパへの投入作業は、運営事業者の業務範囲とします。 運営事業者は、要求水準書第II編（運営・維持管理業務編） P12 「第3章 第2節 3. 案内・指示」及び P13 「第3章 第3節 搬入管理」を遵守してください。
92	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	50	第2章	第2節	6.	5)	(11) (12)			自動窓ガラス清掃装置	自動窓洗浄装置に替えた措置（ガラスのコーティング等）を採用しても宜しいでしょうか。30年の長期に渡る施設運用の中で故障頻度の少ない仕様を推奨します。	要求水準書第I編（設計・建設業務編）に記載のとおりとします。
93	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	51	第2章	第2節	9.	1)				薬液噴霧装置	形式 高圧噴霧式とのご指定ですが、可搬式を採用することは可能でしょうか。	要求水準書第I編（設計・建設業務編）に記載のとおりです。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答		
94	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	53	第2章	第3節	1		ごみ投入ホッパシュート	ライナ設置が必要な場合は、本体と合わせて板厚12mm以上を見込めばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
95	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	53	第2章	第3節	1	(6)	ごみ投入ホッパシュート 特記事項	「本体及び滑り面ライナー」との記載がありますが、ライナ設置の有無は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。		
96	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	53	第2章	第3節	1	3)	(3)	ごみ投入ホッパ・シュート	板厚9mm以上(滑り面12mm以上)については、ライナーを含めた合計の板厚と考えてよろしいでしょうか。	回答No. 94をご参照ください。	
97	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	58	第2章	第3節	7	3)	(3)	助燃バーナ	燃料はA重油としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。	
98	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	60	第2章	第4節	1	1)	(3)	⑧	ボイラ ボイラ本体 材質(過熱器)	実施方針時における質疑回答(No.117)の通り、過熱器材質は、最終段以外の材質はメーカー実績に基づく提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
99	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	60	第2章	第4節	1	1)	(3)	⑧	ボイラ	過熱器材質は、各部の温度条件や長期運転安定性を考慮して、メーカー実績に基づく提案としてよろしいでしょうか。	回答No. 98を参照ください。
100	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	61	第2章	第4節	4.	1)	(5)	⑭	液面計	ボイラドラムの液面計に可視性に優れたマグネット式液面計を採用することは可能でしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
101	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	61	第2章	第4節	1	1)	(5)	⑭	ボイラ ボイラ本体 特記事項	「液面計は、ボイラドラムの片側に二色式液面計及び透視式液面計を取り付けること」との記載がありますが、2色式液面計及び透視式液面計に替えて、ガラス式液面計よりもメンテナンス性に優れたマグネット式液面計の採用は可能でしょうか。	回答No. 100を参照ください。
102	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	66	第2章	第4節	8.	1)	(5)	⑤	連続ブロー装置	「不要な蒸気を独立の配管でブロータンクまで集めること」とありますが、「独立」とは「各炉」と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
103	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	67	第2章	第4節	9	1)	(5)	②	蒸気だめ 高圧蒸気だめ 特記事項	「減圧弁及び安全弁を設けること」とありますが、高圧蒸気だめの上流には過熱器安全弁を設けるため、高圧蒸気だめの圧力が過熱器の圧力を上回ることはありませんので、メーカー実績に基づき、高圧蒸気だめの安全弁を設けないとしてよろしいでしょうか。	関係法令を遵守する前提のもと、提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
104	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	70	第2章	第4節	15	1)			廃液中和槽(建築本体工事所掌)	「建築本体工事所掌」とあり、コンクリート製を想定されておりますが、形状・材質等は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 貯留液に対して、耐食性を考慮した材質を選定することが前提です。
105	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	73	第2章	第4節	3	3)	(5)		HCl、SOx 除去設備 使用薬剤	LCC(ライフサイクルコスト)を加味したうえで、その他の薬剤を提案することは可能でしょうか。 (入札説明書の質問受付要領p.10 2.(3)に基づき、本質問の回答は非公表を要望致します)	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
106	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	73	第2章	第5節	3	3)	(3), (4)		HCL, SOx除去設備	H29年2月時の質問回答において、既存施設の東部清掃工場における、消石灰使用量原単位(平成27年度平均値)をご提示頂いておりますが、入口濃度設定の参考としたいので月平均値データ1年分をご教示下さい。また、使用消石灰の銘柄についても併せてご教示下さい。	前段の質問に関しては、平成28年度の消石灰の月平均は18,486.7kgです。 後段の質問に関しては、現在使用している消石灰の銘柄はタマカルクECOです。
107	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	75	第2章	第5節	5	4)	(3)		ダイオキシン類除去設備 (必要に応じて) 薬剤供給装置	本設備の薬剤供給装置は、同節3. HCl、SOx除去設備の薬剤供給ブロワと同義と解しますが、同様の実績は多数あることから兼用としてもよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
108	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	87	第2章	第7節	8	5)	(6)	煙突	「外筒頂部まで手摺付の階段の設置」とありますが、頂部へ出る部分(約2m)程度は、タラップにて計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
109	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	88	第2章	第8節	2	5)	(1)	焼却灰押出装置 特記事項	実施方針時における質疑回答(No.137)にて、既存焼却施設におけるキレート添加濃度を入札説明書等に記載頂けるとなっておりますが、具体的な数値をご教示願います。	主灰の状況は以下のとおりです。 ・キレート剤銘柄：アッシュナイトS803 ・安定化処理前の測定結果(鉛又はその化合物)：0.66mg/l ・安定化処理後の測定結果(鉛又はその化合物)：0.01mg/l未満 ・使用量：210cc/h×24h
110	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	88	第2章	第8節	2	5)	(1)	焼却灰押出装置	参考として、既存施設の東部清掃工場における、主灰の溶出試験結果、主灰に添加しているキレート剤の銘柄・使用量・添加率、及び安定化処理後の測定結果をご教示下さい。	回答No.109を参照ください。
111	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	90	第2章	第8節	6	2)		灰クレーン	バケット数量の記載がありませんが、予備バケットの必要可否は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	93	第2章	第8節	8	4)	(5) ①	飛灰処理装置	参考として、既存施設の東部清掃工場における、飛灰の溶出試験結果、飛灰に添加している安定化剤の銘柄・使用量・添加率、及び安定化処理後の測定結果をご教示下さい。	飛灰の状況は以下のとおりです。 ・安定化剤銘柄：オリツール ・使用量：10kg/h ・添加率：2.5%程度です。 安定化処理後は基準値以下となっています。
113	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	95	第2章	第8節	10	5)	(9)	飛灰処理物ピット	飛灰処理物からは汚水が発生しないため、飛灰処理物汚水沈殿槽は不要としてもよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
114	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	97	第2章	第9節	2.	2)		水槽の容量	「各水槽の容量は、平均使用水量の4時間分以上を確保すること。」とありますが、これは受水槽に適用されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
115	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	103	第2章	第11節	2.	6)	(2)	受変配電設備機器故障	弊社実績より適切な維持管理を行うことで、電力供給が長期に渡り停止するような機器の重大故障はほとんど無いと考えます。事故発生時、波及範囲を最小限にするよう適切に保護協調をとるシステムで設計するという解釈でよろしいでしょうか。	関係法令を遵守する前提のもと、提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
116	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	104	第2章	第11節	4.			単独運転防止対策	転送遮断装置または単独運転検出装置のどちらの方式を採用するか、電力会社からの指定はありますでしょうか。	電力会社からの指定等、現時点では確認しているものではありません。
117	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	104	第2章	第11節	4.	1)	(1)	形式	JEM1425でなく、JISキュービクルを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
118	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	104	第2章	第11節	4.	1)	(5) ①	計器用VCT	電力会社支給品との記載がありますが、VCTは売買共用と考えてよろしいでしょうか。	建設事業者の提案に基づき、電力会社との協議確認のうえで、決定するものとします。
119	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	104	第2章	第11節	4	1)	(5) ①	高圧受配変電設備	計器用VCTは「電力会社支給品」とありますが、売買兼用で1台御支給されると考えてよろしいでしょうか。	回答No.118を参照ください。
120	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	105	第2章	第11節	4.	2)	(6) ①	真空遮断器	機能上問題なければLBSを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
121	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	105	第2章	第11節	4.	2)		高圧配電盤	事業実施区域内の設備への配電について必要な回路数、容量をご提示願います。	最終処分場及び浸出水処理施設に必要な電気容量等は要求水準書添付資料-8④参照ください(要求水準書添付資料-8については、入札参加資格を合格した応募者に提供します)。なお、浸出水処理施設の電気容量は概算値です。平成30年度の実施設計にて変更の場合があります。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
122	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	105	第2章	第11節	4.	2)	(5)	④	盤の種類	進相コンデンサは、VCS+PFによる保護で問題ないと判断しますが、主幹遮断器の設置はメーカ提案でよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。	
123	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	105	第2章	第11節	4	2)			施設への配電	「一般廃棄物最終処分場を含め、事業実施区域内において組合が設置する施設への配電ができるよう考慮すること」とありますが、電源は実施方針等に関する質問No. 54のご回答通り1回路で計画してよろしいでしょうか。 また、力率制御や高調波流出電流の対策は、制御や配線の省力化、タイムラグによる不具合の是正を考慮し、それぞれの施設で行うものと理解してよろしいでしょうか。	前段の質問に関しては、ご理解のとおりです。 後段の質問に関しては、ご理解のとおりです。	
124	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	107	第2章	第11節	5	(4)			電力監視設備 構成	「受電、配電、タービン発電、非常用発電などを模擬母線で構成すること」とありますが、これらの情報を表示できるDCS画面を作成し、計装設備 制御装置のオペレーターズコンソールの1面として構成してもよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。	
125	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	108	第2章	第11節	8.	1)	(1)		形式	性能を確保した上で集合電磁盤を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。	
126	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	108	第2章	第11節	8.	1)	(3)		制御変圧器	主要収納機器に制御変圧器が記載されていますが、コントロールセンタの各ユニット個別に操作用変圧器を設けるのではなく、各系統毎のコントロールセンタ共用で操作用変圧器を設けることでよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。	
127	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	109	第2章	第11節	8.	4)	(4)		全容量遮断	設備単位の付属制御盤については運転管理上支障の無い場合は各主幹の配線遮断器にて短絡電流を遮断することとしてよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。	
128	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	109	第2章	第11節	9.	1)	(3)		発電機容量	平成29年2月に受領した実施方針等に関する質問、意見書の回答において、「①逆潮流の上限値は2,000kW未満」、「②電力会社に対する個別の照会は不可」とあります。 よって、本施設の計画にあたっては、電力会社及び関連会社への個別の照会及び協議は行ってはならず、2,000kWを超える逆潮流の提案は不可であると考えてよろしいでしょうか。	回答No. 26を参照ください。	
129	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	109	第2章	第11節	9	1)	(4)	①	タービン発電設備 発電機 特記事項	焼却施設以外(最終処分場および浸出水処理施設)の使用電力量が予定量を超過した場合、入札説明書に示される計画売電量未達時の減額措置は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	回答No. 19を参照ください。	
130	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	110	第2章	第11節	9.	3)	(4)	③	ハ	発電機監視盤	中央操作室設置の発電機監視盤についても電力監視盤同様、オペレーターコンソール方式も可と考えてよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
131	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	110	第2章	第11節	9.	3)	(4)	⑥		変流器	「87用×3」との記載がありますが、発電機の内部故障を検出するための継電器(87)は電気設備技術基準により10,000kVA以上のものが設置対象となっています。タービン発電機出力が10MW未満の場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	関係法令を遵守する前提のもと、建設事業者の提案に基づき、協議確認のうえで決定するものとします。
132	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	110	第2章	第11節	9	3)	(4)	③	ハ	タービン発電機 タービン発電機制御盤 主要構成機器	③ハに「中央操作室設置の発電機監視盤」とありますが、直前の③イに記された「中央操作室設置の電力監視操作盤」と同一の盤と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	111	第2章	第11節	10.	1)	(4)	③		燃料移送ポンプ	非常用発電機用の燃料移送ポンプは、助燃油移送ポンプとの兼用は可能でしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
134	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	112	第2章	第11節	10.				事業実施区域内の必要設備への送電	非常用電源の送電は必要でしょうか。必要な場合は、電圧、所要容量をご提示願います。	ごみ処理施設以外には、送電不要です。
135	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	113	第2章	第11節	10.	3)	(5)	②	無停電切換	非常用発電機を高圧とした場合にも、系統電圧回復時の同期投入を行わずにシーケンスで復電回路を構築してもよろしいでしょうか。その場合は、母線連絡用遮断器は設置せず、電源切換時に瞬時停電を伴いますが、瞬時停電対策を施している重要補機は運転を継続します。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
136	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	113	第2章	第11節	10	3)	(5)	②	非常用発電設備 非常用発電機制御盤 特記事項	「高圧(6.6kV)とする場合には、系統回復時、蒸気タービン発電設備の自動同期検定装置を使用して母線連絡遮断器によって実施できるように計画する」とありますが、非常用発電機制御盤にも別途、無瞬断で系統連系を可能とする自動同期検定装置を設ける構成としてもよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
137	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	113	第2章	第11節	10	3)	(5)	②	非常用発電設備 非常用発電機制御盤 特記事項	停電発生後に非常用発電機で高圧母線に電源供給している場合、すでに母線連絡遮断器は投入された状態とし、受電遮断器により系統連系を行う計画としてもよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
138	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	113	第2章	第11節	10	3)	(5)	②	非常用発電設備	非常用発電機が6.6kVの場合は、蒸気タービン発電設備の自動同期投入装置及び同期検定装置を兼用とご指定がありますが、安全性を考慮し非常用発電機専用の同期検定装置を設置する計画でも宜しいでしょうか。	回答No. 136を参照ください。
139	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	115	第2章	第11節	12.	2)	(4)	④	ケーブルラック上の配線	「電力ケーブルは原則として積み重ねを行わない」との記載がありますが、電力ケーブルの配線量が多く、配線スペースを確保することが困難な箇所については、低減率を考慮してケーブル選定を行うことを前提に積み重ねを行う計画として宜しいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
140	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	119	第2章	第12節	3.	3)			ITV装置	ごみ計量室の受付確認用カメラ「音声機能付き」と記載がありますが、計量室間で対話出来るようインターホンを設けるといことでしょうか。	インターホンは、中央制御室ー各計量室ープラットフォーム監視室間で、対話出来るものとします。
141	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	119	第2章	第12節	3.	3)			ITV装置	外構に設置する「その他防犯上必要箇所」のITVは、第3章第5節4.7)のITVと同一のものと考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	119	第2章	第12節	3.	3)			ITV装置	ごみ計量機及び外構用のカメラはドーム型で提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりとします。 ただし、ズーム、音声機能、録画機能付、対候及び内部結露防対策を施すこととします。
143	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	121	第2章	第12節	5.	1)	(4)	①	中央監視盤	「プロセスの稼働状況～表示すること」との記載がありますが、本機能はITV装置の70インチモニタを設置して、そのモニタに必要な情報を表示するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	121	第2章	第12節	5	1)	(4)	①	制御装置(中央制御室) 中央監視盤 特記事項	「プロセスの稼働状況・警報等重要度の高いものについては、中央監視盤に表示すること」とありますが、盤面の表示を固定するよりも、プロセスの稼働状況に応じて必要な表示を選択可能とするため、中央監視盤に代えて、オペレーターズコンソールを1面追加する構成としてもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
145	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	121	第2章	第12節	5	3)	(4)	①	ハ 制御装置(中央制御室) ごみクレーン制御装置 特記事項	ごみクレーン制御装置の表示機能として、「ピット火災報知器温度情報」とありますが、中央制御室運転員が監視可能な位置に、ピット火災報知器専用モニタを設ける構成としてもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
146	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	121	第2章	第12節	5.	3)	(4)	②	ごみクレーン制御装置	「炉用オペレーターズコンソールと列盤とし、～意匠上の統一を図ること」との記載がありますが、クレーン操作室を中央制御室と一体とした場合は、ごみクレーン制御装置端末は列盤構成とせず、ごみクレーン操作盤付近にのみ設置すればよろしいでしょうか。(ごみクレーン操作盤付近に設置した方が使い勝手が良いと考えます。)	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
147	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	121	第2章	第12節	5	3)	(4)	②	制御装置(中央制御室) ごみクレーン制御装置 特記事項	ごみクレーン制御装置は「炉用オペレーターズコンソールと列盤とし、盤、モニタ、キーボード等意匠上の統一を図る」とありますが、ごみクレーン操作卓を中央制御室内に設ける配置とする場合、ごみクレーン制御装置はごみクレーン操作卓からの操作監視に最適な配置・意匠として計画してもよろしいでしょうか。	提案内容について、実施設計時に組合の承諾を得ることが原則となります。
148	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	125	第2章	第13節	6.	5)	(2)		公害監視用データ表示盤	「表示内容を中央制御室から確認、変更できる」との記載がありますが、公害監視用データの表示の他、任意のメッセージを表示・変更できるようにすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	126	第2章	第13節	9				炉内清掃用集じん装置	炉内清掃用集じん装置と作業用集じん装置を兼用してもよろしいでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。
150	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	128	第2章	第13節	12	2)			説明用備品類 説明用パンフレット	日本語対応のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	3.	2)	(1)		導入道路	「導入道路の幅員は6.0m(2車線)以上確保すること。」とありますが、2車線で6m以上確保するというでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	132	第3章	第1節	3	2)	(1)	①	導入動線計画	貴組合の専従者、従業員はどの区分に該当するかご教示ください。	一般車両とします。
153	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	133	第3章	第1節	3	2)	(2)	⑩	施設配置計画 動線計画 構内道路計画	「見学者は動線は管理諸室を起点とする」とありますが、ごみ焼却処理施設を見学せず、最終処分場のみ見学する場合でも、必ず管理諸室に寄るという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	135	第3章	第2節	2.	1)	(1)	⑪	地階部分 地下水の浸透のない構造	地下水の浸透のない構造は、地下水位よりも深い位置に地階を設ける場合に適用するものと考えてよろしいでしょうか。	地下水位の変動や雨水の浸透も考慮した上で、採用を判断してください。
155	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	136	第3章	第2節	2	1)	(2)	⑧	電気室	床面はフリーアクセスフロアと記載がありますがP.151の内部仕上げ表ではコンクリート仕上げとなっております。どちらが正しいでしょうか。	フリーアクセスフロアとします。
156	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	138	第3章	第2節	2.	2)	(1)	②	整備基本方針	用地境界部にて地上階と接続とありますが、用地境界部とは、一般廃棄物最終処分場の境界に設ける門扉の近傍で、具体的な位置は事業者提案と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	144	第3章	第2節	2.	3)	(3)	②	洗車棟	待機車両スペースの積雪時利用をご指定ですが、待機車両スペースに通じる道路は適宜、除雪や融雪を行い、当該部においては待機時に車体に積雪が無いよう屋根等を設ける主旨のご指示でしょうか。	待機車両スペースについては屋根は不要です。
158	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	148	第3章	第2節	4	3)	(4)		杭残土	選定した杭工法によっては、セメントが混入した汚泥が発生しますが、その杭残土は自ら利用とし、場内処理を行うことで宜しいですか。	提案の内容で判断します。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
159	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	151	第3章	第2節	5.	2)	(8)		内部仕上表	炉室、ホッパーステージ、プラットホームの壁を押出成型セメント板とのご指定ですが、外壁面と解釈してもよろしいでしょうか。内壁としては断熱性や遮音性に優れたALCの採用を考えています。	仕上げ表は参考であり、材料は建設事業者の提案によります。	
160	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	154	第3章	第3節	1	1)			敷地造成工事(別途工事)の仕様	別途工事にて実施の敷地造成工事について、本工事に引き渡して頂く時点の地盤強度(CBR値等)をご教示願います。	敷地造成工事において搬入道路路床(厚さ1m)は現地発生土を生石灰改良プラントにて改良した材料でCBR6を確保します。ごみ処理建設用地は車両が通行する構内道路部(建物や緑地除く)は同様にCBR6を確保します。本工事の実施設計の進捗に合わせて該当範囲を確定して敷地造成工事と調整します。なお敷地造成工事での盛土材は、トラフィカビリティ確保のため、生石灰改良プラントによりコーン指数400KN/以上を確保します。盛土工は熊本県土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準により実施しますが地盤強度の規定はありません。盛土部の構造物予定地での現地地質性状は、地点ごとにバツキも想定されることから事業者が必要な現地ボーリング調査等を行い確認願います。	
161	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	154	第3章	第3節	1	1)	(3)		土木工事 敷地造成工事	盛土による地盤沈下を考慮した施工計画とすることとありますが、地盤沈下の度合いが不明です。圧密沈下の検討書をご提示願います。	在来地層の沈下性状は、要求水準書添付資料-2②地質調査報告書(H28.3)4.5室内土質試験結果を参照ください。現地表層に広範囲に分布する黒ボク、赤ボク層は概ね過圧密の状態にあります。盛土部については回答No.160を参照ください。	
162	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	154	第3章	第3節	1	1)			敷地造成工事	要求水準書添付資料-8 ⑨敷地造成工事、最終処分場工事 工程表に、敷地造成工事着工6ヶ月後に「ごみ処理施設工事乗り込み可」とありますが、敷地造成工事着工時期が不明です。乗り込み時期を把握するため想定されている敷地造成工事着工時期をご教示願います。	敷地造成工事は平成30年4月着工予定です。	
163	要求水準書 第I編 設計建設業務編	155	第3章	第3節	2.				植栽・芝張工事	緑化に際して、緑化面積率の規定はありますでしょうか。	ごみ処理施設側単体としては特にありません。	
164	要求水準書 第I編 設計建設業務編	155	第3章	第3節	2.				構内排水工事	雨水排水流量計算については、「熊本県内における確率降雨強度の算定：H20年6月・熊本県土木部」に従い計算を実施することでよろしいでしょうか。また、降雨確率は5年確率でよろしいでしょうか。	最新版を確認し、県の基準に基づき計算してください。(普通は10年)	
165	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	155	第3章	第3節	2.	5)	(3)		囲障	「囲障の設置は最小限とすること」と記載がありますが、囲障は要求水準書(案)添付資料-1に記載の建設予定地境界線(赤線)と事業実施区域境界線(緑線)が重複する部分に設置すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料-1②のとおりとします。	
166	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	156	第3章	第3節	2.	8)	(2)		さく井工事	「施工前に近隣の自家水使用者を建設事業者にて調査を行い、施工後への影響等を把握すること」とありますが、さく井工事が周辺に与える影響については環境影響評価に準じた事項であると考えため、近隣の自家水使用者の調査および施工後の影響等の把握については貴組合にて実施いただけませんかでしょうか。	要求水準書第I編(設計・建設業務編)に記載のとおりとします。	
167	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	156	第3章	第3節	2.	8)	(1)		さく井工事	「適切な掘削地点を計画し、詳細については組合と協議の上決定すること。」とありますが、要求水準書添付資料-1④に「井戸」の記載があります。掘削位置については、要求水準書添付資料-1④記載の位置を正と考えれば宜しいでしょうか。	要求水準書添付資料-1④は揚水試験用に組合が事前に設置した井戸です。この井戸とは別にごみ処理施設建設用地内の適切な地点に設置してください。	
168	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	160	第3章	第4節	9.				配管工事	表3-10配管材質(参考)については、用途を考慮し提案可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
169	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	108 109	第2章	第11節	8	1) 2) 4)	(3) (4) (3)		動力配電設備	漏電遮断器(ELCB)又は漏電継電器(ELR)監視の適用対象は、電気設備技術基準解釈第36条に則って選定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
170	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	82 109	第2章	第6節 第11節	2 9	3) 1)	(2) (3)	③	タービン発電設備	第6節で「力率0.9」とご指定がありますので、発電機力率は0.9(遅れ)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書第Ⅰ編(設計・建設業務編)(平成29年6月13日修正)を確認してください。
171	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	6	第1章	10	10)				労働安全衛生・作業環境管理	全員の健康診断結果及び就業上の措置を報告とありますが、個人情報を除く包括的な報告について実施するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	7	第1章	第3節	14				保険	組合が加入する予定の一般財団法人全国自治協会公有物災害共済の補償内容の開示をお願いします。	回答No.7を参照ください。
173	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	7	第1章	第3節	15				地域振興	「組合圏内の企業等」とありますが、組合圏内に本社(本店)、支社(支店)、営業所、事務所等の事業拠点を有する企業等と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該企業において業務を遂行することが前提となります。
174	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	8	第1章	第4節	3	1)			要求水準書の記載事項 記載事項の補足等	「施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるもの」につきまして、震災その他不測の事態時の対応は、「第6節 災害発生時の対応、防災備蓄倉庫の管理」等、要求水準書に明記された事項以外は除外されるものと解釈してよろしいでしょうか。	「施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるもの」の一つの事項に、震災その他不測の事態時の対応が含まれています。
175	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	5.	4)			運営・維持業務期間終了時の 引渡し条件	運営・維持業務期間終了時において、製造メーカー推奨の更新時期にある機器、または超過している機器があった場合は、長寿命化総合計画にて更新をご提案することでよろしいでしょうか。	運営・維持業務期間終了時において、製造メーカー推奨の更新時期となる場合は、長寿命化総合計画を再策定し、組合に報告してください。 運営・維持業務期間中に更新時期に達する場合は、運営事業者にて実施してください。
176	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	5	8)			本業務終了時の引渡し条件	「最低3ヶ月間の運転教育」について、日の教育時間は原則として日勤時間(時間等詳細は貴組合のご承諾による)として取り扱いますがよろしいでしょうか。	教育方法等は、運営事業者が策定し、組合の承諾を得ることが前提です。
177	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	5	8)			本業務終了時の引渡し条件	「ノウハウ」について、事業者の特許、意匠登録に関するもの、製作図、機器メーカーより開示されないものは除外してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	10	第2章	第2節	表 2-1				有資格者の配置	有資格者の配置にあたっては、本施設に設置する設備・機器等の仕様にあわせて、法令等で要求される有資格者を配置するという考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	12	3章	2節	1				受付管理	「運営事業者は、計量棟において本施設及び一般廃棄物最終処分場への搬出入車両の計量等を行うこと。」とあり、また2月14日付け実施方針等に関する質問回答NO.32では、「リサイクルセンターからの不燃残渣等最終処分場への搬入物は本施設で計量します。」とあります。本施設以外からの最終処分場への搬入車両台数をご教示下さい。	平成28年度の破碎・選別後可燃残渣の受入実績408台/年よりご想定ください。
180	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	12	第3章	第2節	1	3)			受付管理	本施設外から来場する一般廃棄物最終処分場への搬出入車両は、原則、環境美化センターから不燃性残渣の搬入車のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	12	第3章	第2節	1	8)			受付管理	小動物の死骸の受付について、現施設での受付方法をご教示下さい。 市民の目に触れない等の配慮する事項あればご教示下さい。	前段の質問に関しては、箱、ビニール袋等に入れた状態で搬入され、計量後、ごみピット投入扉付近に荷下ろし、職員によりホッパ投入としています。 後段の質問に関しては、配慮していることは特にありません。
182	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	12	第3章	第2節	1	9)			受付管理	一般廃棄物最終処分場への誘導、指示等を行うこととありますが、計量棟での案内図等による誘導・指示という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
183	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	12	第3章	第2節	2				計量データの管理	計量データのうち小動物の死骸については、小動物受入実績と同じく個数(頭数)のデータ管理としてよろしいでしょうか。	頭数及び重量による管理としてください。
184	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	13	3章	2節	5	1)			受付	国民の祝日が日曜日だった場合には、休業日と考えてよろしいでしょうか。 また、年3回の環境月間開放日とはいつになりますでしょうか。	前段の質問に関しては、「国民の祝日に関する法律」の第三条において、日曜日が祝日の場合は、祝日がその後日においてその日に最も近い国民の祝日でない日が休日となることから、日曜日が祝日となることは該当しません。 後段の質問に関しては、6月及び10月をご想定ください。ただし、年によって変更となる可能性があります。
185	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	13	第3章	第2節	5	1)			受付	祝日の受入時間は平日と同じ8時30分～17時でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	13	第3章	第3節	2)				搬入管理	一般住民が搬入する際、補助とありますが、車両からの荷卸も含むのでしょうか。 また現在はどこまで対応しているのでしょうか。	前段の質問に関しては、車両からの荷下ろしも含むものとします。 後段の質問に関しては、廃棄物の内容確認を補完するため、荷下ろしの補助を実施しています。
187	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	13	第3章	第3節	3)				搬入管理	「展開検査」は、全数検査ではなく、任意検査として扱うことでよろしいでしょうか。 また、貴組合で昨年度展開検査を実施記録についてご教示願います。	前段の質問に関しては、ご理解のとおりです。 後段の質問に関しては、昨年度は震災の影響で実施していませんが、平成27年度は搬入車両が少ないと予測される日に2回程度、一定の時間帯に搬入してきた車両を対象に展開検査を実施しています。
188	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	20	第5章	第2節					測定管理マニュアル	測定結果の報告について、分析機関が発行する計量証明の宛先名は、事業者名としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	24	7章	5節					周辺住民対応	「2) 組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。」とありますが、協定等についてP.4 「表1-14 関係法令等」に記載されている条例以外にありましたら具体的にご教示下さい。	地元住民との協定は平成29年度内に締結する見込みです。
190	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	24	第7章	第4節	1)				見学者対応	「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこと」とありますが、見学の申し込みの受付窓口は貴組合にて行っていたか、貴組合で見学を許可された見学者について、その受入、説明を運営事業者で行うものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書第Ⅱ編(運営・維持管理業務)に記載のとおりとします。
191	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	24	第7章	第4節	4)				見学者対応	「パンフレット」について、昨年度の貴組合ごみ処理施における実績使用(配布)数量をご教示お願いします。	パンフレットの明確な配布数量は不明ですが、平成28年度の見学者数は東部清掃工場が1,282人、環境美化センターが1,350人であり、配布数量は見学者数と同数程度とお考えください。
192	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	24	第7章	第5節	4)				周辺住民対応	「運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民から意見等があった場合」とありますが、本施設への住民等からの問合せ、意見等の窓口は、貴組合と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書第Ⅱ編(運営・維持管理業務)に記載のとおりとします。
193	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	24	第7章	第4節					見学者対応	参考として、直近3年間の見学者の構成(行政、小学生、団体、個人)、各々の人数及び総見学回数をご教示下さい。	直近3年間の見学者数は、東部清掃工場はH26:998人、H27:1,002人、H28:1,282人、環境美化センターはH26:1,061人、H27:980人、H28:1,350人です。構成の詳細までは計上していないため不明ですが、小学生が主となります。
194	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	24	第7章	第5節	4)				周辺住民対応	住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議の上対応とありますが、運営業務委託契約書(案)3頁第15条(1)では近隣対応は発注者の責任となっております。受注者は発注者が行う周辺住民対応に協力するといことでよろしいでしょうか。	回答No.192に準ずるものとし、運営事業者で対応が困難と判断された場合は、発注者(組合)が対応します。
195	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編								用語の定義	小動物の死骸とはどの大きさまでを示すのでしょうか?	シカ、イノシシを想定ください。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
196	要求水準書 添付資料-1			①			部材仮置き場	建設用地に隣接する広場(第2期立替用地)または最終処分場はごみ処理施設建設時に部材仮置き場等として使用することができますか。	回答No. 56を参照ください。
197	要求水準書 添付資料-1						事業実施区域関連資料(事業実施区域図)	ごみ処理施設東側の最終処分場と接続口(搬出入口)は協議により調整可能でしょうか。	要求水準書添付資料-1① 全体配置計画図に記載の範囲内での協議による調整は可能です。併せて回答No. 23を参照ください。
198	要求水準書 添付資料-1⑤	-					雨水集水施設計画平面図	県道住吉熊本線の路肩に青太線で記載の排水設備は既存の排水設備を示し、青点線は最終処分場設置工事にて設置予定の排水設備を示していると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	要求水準書 添付資料-2①	-					平成26年度委託第10号新環境工場建設に伴う地質調査業務委託報告書	本報告書の巻末資料が添付されておりませんが、室内土質試験のデータシート、孔内水平載荷試験のデータシート、現場透水試験のデータシートを提示いただけますでしょうか。	要求水準書 添付資料-2①に追加します。
200	要求水準書 添付資料-1①						全体配置計画図	ごみ処理施設建設用地西側緩衝帯及びその南側空地を工事関係者駐車場や現場事務所、資材置場に、また、広場(第2期建替用地)を工事関係者駐車場や資材置場等に借用することは可能でしょうか。	回答No. 56を参照ください。
201	要求水準書 添付資料-1⑤						雨水集排水施設計画平面図	図面に記載されている集排水施設は、本工事着手時には整備されていると考えてよろしいでしょうか。	事業用地内集排水施設は本工事着手後約1.5年後から整備します。それまで仮設排水設備を使用します。
202	要求水準書 添付資料-8③						最終処分場 上水取合点	上水取合点における必要水圧をご提示願います。	0.2~0.4MPa程度としてください。なお、上水は浸出水処理施設で給水ユニットを設置し必要箇所へ給水する予定です。
203	要求水準書 添付資料-8③						最終処分場 井水取合点	井水取合点における必要水圧をご提示願います。	0.45MPa程度としてください。
204	要求水準書 添付資料-8③						最終処分場 排水取合点	排水取合点における排水管径および管底レベルをご提示願います。	管径はφ50、管底レベルは設計GL-650です。(ポンプ圧送)
205	要求水準書 添付資料-8⑤						最終処分場 排水取合点	浸出水処理施設 汚水量計算書において算定された浄化槽が最終処分場工事範囲内に設置されるものと考えて宜しいでしょうか。	最終処分場工事範囲内に浄化槽は設置しません。
206	提出書類の作成要領	1	1	(1)			共通事項【図1】	正本の背表紙は提出書類の厚みがないため、背ではなく、表表紙の左側、裏表紙の右側、それぞれ2カ所に貼ると理解してよろしいでしょうか。	問題ありません。
207	提出書類の作成要領	1	1	(1)			共通事項	正本は袋綴じ(入札書以外)とありますが、副本と同様にファイル綴じとしてもよろしいでしょうか。	正本(入札書を除く)に関しては、提出書類の作成要領に記載のとおりとします。
208	提出書類の作成要領	1	1	(1)			共通事項	ファイル綴じ、正本の袋綴じのいずれの場合においても、合冊すると相当の厚さが見込まれますので、適宜分冊してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
209	提出書類の作成要領	1	1	(3)			共通事項	「正・副本を電子媒体に記録したものを1部提出」とありますが、P6~8の、「イ基礎審査に関する提出書類」「ウ非価格要素審査に関する提出書類」「エ事業計画に関する提出書類」の各項に、「なお副本のデータをCD-R等で1部提出すること」とあります。これは各書類につき、正・副それぞれのCD-Rを提出という理解でよろしいでしょうか。	電子媒体(CD-ROM)に関しては、正本、副本それぞれに分けて提出してください。
210	提出書類の作成要領	3	1	(2)			共通事項【図3】	副本の表紙は、正本のように紙を全面に貼るのではなく、名称のみをテプラ等で貼ってもよろしいでしょうか。	問題ありません。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
211	提出書類の作成要領	9	3	(1)	⑥		記載要領 共通事項	「判読できない大きさの文字等が使用されている場合は失格とすることがある」とありますが、文字サイズの指定箇所以外は判読できれば8ポイント以下でも差し支えないでしょうか。	問題ありません。
212	提出書類作成要領	9	3	(1)	⑨		添付書類	「提出書類に記載内容を補助する目的の範囲内で簡易な図表写真を挿入して構わない」とありますが、指定書式以外の添付書類は不可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	提出書類の作成要領	9	3	(1)	⑩		記載要領	電子データはMicrosoft Word及びExcelによる提出とありますが、図面等はPDF形式で提出してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
214	提出書類の作成要領	9	3	(1)	⑩		記載要領	電子データはMicrosoft Word及びExcelによる提出とありますが、図面等はWordに貼り付けて提出することでよろしいでしょうか。	回答No. 213を参照ください。
215	提出書類の作成要領	9	3	(1)	⑩		記載要領	Microsoft Word及びExcelについて、バージョンのご指定はありますか。	特に指定は有りません。
216	提出書類の作成要領	9	3	(1)	⑩		記載要領 共通事項	「WORD及びEXCELにより作成するものとする」とありますが、入札公告時に配布されていない指定様式外の書類に関しては、PDFの提出でよろしいでしょうか。	問題ありません。回答No. 213を参照ください。
217	提出書類の作成要領	9	3	(1)	①		共通事項	「企業名を特定または類推できる記載を行わないこと」とありますが、正本・副本ともに本文では企業名を伏せて表記し、正本に対応する入札参加者がわかる資料の添付をすればよろしいでしょうか。 (例) 正本・副本とも本文では「構成員A」と記載。 正本に「構成員A：●●社」を示す対応表を添付	ご理解のとおりです。
218	提出書類の作成要領	9	3	(1)	③		記載要領 共通事項	「補足資料」とありますが、非価格要素審査に関する提出書類(様式7-1～27)について、記載内容を補足する資料を添付してもよろしいでしょうか。 可能である場合、補足資料は各様式の直後に各々添付する形、或いは補足資料のみを別冊として綴じる形か、作成要領を御教示願います。	補足資料の添付は不可とします。
219	様式集					様式7-4	地元企業	実施方針時の質問回答No. 14において、「支店」とは支社、営業所、事務所等の本社・本店の出先機関が含まれる。とのご回答がありました。この回答は入札公告においても有効と考えてよいでしょうか。	回答No. 173を参照ください。
220	様式集					様式7-4	地元企業	本資料における支社(支店)の定義は、単に支社(支店)の名称が入っているかではなく「当該支社(支店)にて契約行為を行うことが出来るもの」との理解でよろしいでしょうか。	回答No. 173を参照ください。
221	様式集					様式7-4	発注内容等	様式7-4に記載の3つの表は、必ず記載するという理解でよろしいでしょうか。 また表の様式を変更することは可能でしょうか。 例：業種ごとの発注予定額を記載し、企業名は代表的な企業を記載する等	様式7-4に記載の表は記入例です。様式7-4には少なくとも次の事項について記載してください。 ・設計・建設業務での地元企業への発注企業者数、発注予定額 ・運営・維持管理業務での地元企業への発注企業者数、発注予定金額 ・運営・維持管理業務での地元雇用における人件費 ・運営・維持管理業務において雇用を予定する地元人員 なお、様式7-4別紙の内容と整合がとれていること。
222	様式集					様式7-4	地元人員	備考(雇用条件等)とありますが、記載内容について例示を頂けないでしょうか。	提案に任せます。なお、表の形式は変更して構いません。回答No. 221も参照してください。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
223	様式集		様式7-4	別紙1, 別紙2					(様式7-4 別紙(1)) 【設計・建設業務：建設事業者の構成市町内企業別発注内容及び発注予定額】 (様式7-4 別紙(2)) 【運営・維持管理業務：運営事業者(SPC)の構成市町内企業別発注内容及び発注予定額】	構成市町内に本社(本店)、または支社(支店)を置く企業とありますが、営業所も認められると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。回答No. 173を参照ください。
224	様式集		様式7-4	別紙1					建設事業者の構成市町内企業別発注内容及び発注予定額	建設事業者は、構成市町内発注金額の総額を達成する義務があり、発注企業名、発注内容、各発注予定額及び年度別発注予定額等は参考であるという理解でよろしいでしょうか。	様式7-4別紙の内容が参考であるならば、参考である旨を記載してください。
225	様式集		様式7-4	別紙2					運営事業者(SPC)の構成市町内企業別発注内容及び発注予定額	運営事業者は、構成市町内発注金額の総額を達成する義務があり、発注企業名、発注内容、各発注予定額及び年度別発注予定額等は参考であるという理解でよろしいでしょうか。	様式7-4別紙の内容が参考であるならば、参考である旨を記載してください。
226	様式集		様式7-4	添付資料					対象範囲	設計・建設業務において元請が地元外企業と地元企業とのJVの場合とありますが、代表企業(プラントの設計・建設を行う者)と建築物等の設計を行う企業もしくは建築物等の建設を行う企業とのJVに限るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	様式集		様式7-4	添付資料	2	②			対象範囲	地元外企業と地元企業のJVの場合も③、④項の規定どおりJVから下層の地元企業への発注予定額の重複加算は行われず、このJVから地元外企業に発注する下請工事、委託業務は構成市町内発注予定額から減算されるものと理解してよろしいでしょうか。	元請が地元外企業と地元企業の場合、当該地元企業が請け負う分の金額は構成市町内発注予定額の対象とします(減算はしない)。
228	様式集		様式7-11						(2)環境保全性・エネルギー回収性・資源の有効利用促進 最終処分場への負荷低減策	本様式には、基礎審査に関する提出書類(様式6-10)に記載の数値と整合した年間処理生成物量(焼却灰、飛灰処理物)を記載するものと理解してよろしいでしょうか。 また、その際の条件は以下の通りと理解してよろしいでしょうか。 ①ごみ量：計画処理量45,054.0t/年(要求水準書 第I編 設計・建設業務編p6 表1-1) ②ごみ質：基準ごみ(要求水準書 第I編 設計・建設業務編p7 表1-2) ③水分：湿ベース	前段の質問については、年間処理生物量を記載する場合には、ご理解のとおりです。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
229	様式集		様式7-12						(2)環境保全性・エネルギー回収性・資源の有効利用促進 年間売電量の促進策ならびに二酸化炭素量の低減策	本様式には、基礎審査に関する提出書類(様式6-10)に記載の数値と整合した年間売電電力量を記載するものと理解してよろしいでしょうか。 また、その際の条件は以下の通りと理解してよろしいでしょうか。 ①ごみ量：計画処理量45,054.0t/年(要求水準書 第I編 設計・建設業務編p6 表1-1) ②ごみ質：基準ごみ(要求水準書 第I編 設計・建設業務編p7 表1-2) ③最終処分場への送電量は含まない	前段の質問については、年間売電電力量を記載する場合には、ご理解のとおりです。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
230	様式集		様式7-12						電力使用によるCO2排出量	本様式に記載するごみ処理施設、管理諸室の電力使用によるCO ₂ 排出量の対象には、最終処分場及び浸出水処理施設の使用電力量は含まれないと考えてよろしいでしょうか。最終処分場及び浸出水処理施設の使用電力量を含む場合は、公平な競争条件とするため、各月の平均電力使用量(kWh/月)のご指定をお願いします。	ご理解のとおりです。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
231	様式集		様式7-12	(様式7-12) 2. 設計・建設業務に関する事項(2)環境保全性・エネルギー回収性・資源の有効利用促進 年間売電量の促進策ならびに二酸化炭素量の低減策	<発電効率の算出根拠>の算定条件は、基準ごみ、定格運転時でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	様式集		様式7-12	(様式7-12) 2. 設計・建設業務に関する事項(2)環境保全性・エネルギー回収性・資源の有効利用促進 年間売電量の促進策ならびに二酸化炭素量の低減策	<二酸化炭素量の算出根拠>については、脚注に助燃料使用量は基準ごみ時とありますが、その他の項目も全て、基準ごみ時とすればよろしいでしょうか。 また、年間あたりの排出量を示すことになっていますが、助燃料には立上げ下げ分も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。 外部(最終処分場関連)への送電分は見込まないものと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。 中段の質問については、ご理解のとおりです。 後段の質問については、ご理解のとおりです。回答No. 230も参照してください。
233	様式集		様式7	(様式7) 非価格要素審査に関する提出書類	レイアウトは読みやすさを損なわない範囲で、余白、図枠等を調整してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
234	様式集		様式8-1 ②	運営固定費	※4の注釈に「運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすること」とあり、入札説明書添付資料-3 2(2)には「運営固定費は、毎月均等とする」とあります。 運営固定費委託料は、年度ごと、月ごとに平準化して組合様からお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	様式集		様式8-3	事業費	※4の注釈に「様式8-1と整合させること」とありますが、様式8-1は施設整備費と運営業務委託料(組合様が支払う委託料)を記載する様式のため、内訳の②運営固定費③運営変動費も組合様が支払う委託料と理解しました。 このため、様式8-11(1)の営業収益とは一致しますが、様式8-3の運営固定費と運営変動費は事業者が発生する費用をまとめた表であるため、組合様が支払う委託料とは必ずしも一致しないと考えます。 様式8-1は組合様が支払う委託料を記載する様式であり、様式8-3は事業者が発生する費用を記載する様式で整合しないと理解してよろしいでしょうか。	様式8-3は、様式8-1の内訳を記載する様式ですので、様式8-1と整合させてください。
236	様式集		様式8-3 8-7	運営・維持管理業務委託費 (運営固定費(維持管理費))	様式8-3の運営固定費が組合様が支払う委託料の場合は、※3の注釈に記載されている通り事業期間を通じて平準化された金額を記載します。一方で、様式8-7の運営固定費(維持管理費)は、実際の保守管理計画等に基づいた費用を各年度ごとに記載するため一致しませんがよろしいでしょうか。	年度ごとの金額はご理解のとおり一致しませんが、20年間の総額は一致するようにしてください。
237	様式集		様式8-9	開業償却費	開業償却費の償却年数は、5年間の均等償却という理解でよろしいでしょうか。	5年間を上限とし、応募者の任意で記入してください。
238	様式集		様式8-10	計画年間処理量 計画ごみ質	各社公平な競争条件とするため、提案書記載の数値のうち、薬剤、最終処分量、売電量、CO2排出量などの年間総量を記載する項目にあつては、ごみ質を基準ごみ時とし、年間処理量は要求水準書P6表1-1記載の計画ごみ処理量(45,054t)と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ごみ質については基準ごみ、計画ごみ処理量については45,054tとします。
239	様式集		様式8	(様式8) 事業計画に関する提出書類	事業費には最終処分場に関連する電力、水道の費用(基本料金・従量料金)を含むのでしょうか。 含む場合は「要求水準書添付資料-8 ④最終処分場の必要電力量、必要水量」に記載の条件でよろしいでしょうか。 また、使用量が変動した場合の清算方法をご教示願います。	事業費には最終処分場に関連する電力、水道の費用(基本料金・従量料金)を含まないものとします。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
240	様式集		様式8				事業計画に関する提出書類	遅くとも平成30年3月上旬頃(事業契約の仮契約締結)までにSPCを設立することから、運営開始前にSPCの費用が発生します。従い、様式8-4、様式8-5、様式8-9、様式8-11(1)、様式8-11(2)に必要な応じて「平成29年度」から「平成32年度」を追加することとしてよろしいでしょうか。	年度の追加は認めません。指定様式内に費用を計上してください。
241	基本協定書(案)	4	第9条				本協定上の権利義務の譲渡の禁止	「他の当事者の全員の書面による承諾なく」とありますが、ここでいう承諾は、事前の承諾という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	基本協定書(案)	4,5	第10条	3	(5) (6)		秘密情報	秘密情報が開示された場合、企業グループの競争上の地位が害される恐れがあるため、第5号及び6号においては、事前の承諾を要するものとしていただくようお願いします。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
243	基本契約書(案)	2	第10条	1			異常事態に関する責任	「第39条第4項」は「第39条第5項」、「第40条第1項」は「第40条第2項」ではないでしょうか。また、「同条第6項及び第41条第2項に基づいて負担する債務」は本施設の瑕疵を原因とする場合に限り理解してよろしいでしょうか。	基本契約書(案)に記載の内容で問題ありません。引渡日から3年間は、原因が本施設の瑕疵による場合に限らず、全ての異常事態又は運転停止等により発生した費用を連帯して負担していただく必要があります。
244	基本契約書(案)	2	前文	第6条	2		当事者が締結すべき契約	運営事業者は、基本協定の当事者ではないため、本基本契約及び入札説明書等に基づき、運営業務委託契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。	基本契約書第6条第2項に規定するとおり、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき締結されます。
245	基本契約書(案)	2	前文	第10条	1		異常事態に関する責任	建設事業者は、瑕疵担保責任と性能保証責任の規定(建設工事請負契約第56条、第57条及び第59条)にかかわらず、本施設の引渡日から3年間、本施設について異常事態が発生した場合(本施設の瑕疵に基づく異常事態の発生を含む)に、運営事業者が運営業務委託契約第37条及び第38条に基づいて負担する改善義務及び同契約第39条第4項、第40条第1項、同条第6項及び第41条第2項に基づき負担する債務について、連帯責任を負うこと」とあります。建設事業者と運営事業者はそれぞれの契約における自己の責任のみを負い、本条にいう連帯責任は、建設事業者が負う上記の瑕疵担保責任や性能保証責任を超えた過大な責任であるため、連帯責任を負うことについては削除していただけないでしょうか。	基本契約書(案)に記載のとおりとします。
246	基本契約書(案)	3	第11条	2			監査人	「ただし、当該会社が会計監査人設置会社でない場合には、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属明細書を組合に提出する。」とありますが、監査法人又は公認会計士を置かない会社の場合は、監査役監査書類や社内の所定の手続きを経た書類を組合様へ提出することよろしいでしょうか。	監査役監査書類や社内の所定の手続きを経た書類のみでは足りず、会計監査人又は監査法人若しくは公認会計士が監査を行った書類を提出していただく必要があります。
247	基本契約書(案)	3	前文	第12条			本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止	ここにいう承諾は、「他の当事者の全員の書面による事前の承諾」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	基本契約書(案)	3	前文	第13条			債務不履行	建設工事請負契約に定める受注者の義務の不履行があった場合は、基本契約第13条に基づく損害賠償義務と建設工事請負契約上の賠償義務の双方の違反と評価され、それぞれの条文を根拠に、賠償責任を負うことになるのでしょうか。ひとつの事象に対して、基本契約第13条に基づく損害賠償義務と建設工事請負契約上の損害賠償義務を負うということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、同一の損害に対して二重に賠償請求をすることは想定していません。
249	基本契約書(案)	3	前文	第14条	3		機密保持義務	「相手方」は、「他の全ての当事者」という理解でよろしいでしょうか。	情報を受領した相手方のみを指します。
250	基本契約書(案)	3	前文	第14条	3	(6)	機密保持義務	本号に掲げる第三者へ開示する場合は、その前提として、発注者とその第三者の間で守秘義務契約が締結されるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、発注者の判断により守秘義務契約を締結します。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項 目				タイトル	質問内容	回 答	
251	建設工事請負契約書(案)	2, 3	第1章	第11条	2		解釈等	「なお念のため、受注者は、基本契約第10条と本請負契約の規定との間には、齟齬がないことを確認する」の点は、受注者は、本施設の引渡日から3年間の間に本施設について異常事態が発生した場合(本施設の瑕疵に基づく異常事態の発生を含む)、建設工事請負契約第56条、第57条及び第59条の規定を履行するのではなく、運営事業者が運営業務委託契約第37条及び第38条に基づいて負担する改善義務及び同契約第39条第4項、第40条第1項、同条第6項及び第41条第2項に基づき負担する債務について、連帯責任を負うということでしょうか。	建設工事請負契約第56条、第57条及び第59条を適用するとともに、運営業務委託契約の該当条項に基づく債務について連帯責任を負っていただく趣旨です。	
252	建設工事請負契約書(案)	4	第2章	第19条	(1)		発注者の行う事項	「用地」とは建設予定地と理解してよろしいでしょうか。	ごみ処理施設建設用地を指します。	
253	建設工事請負契約書(案)	4	第2章	第19条	(2)		発注者の行う事項	近隣対応として発注者が行う具体的な内容をご教示願います。	必要に応じ説明会等を行います。	
254	建設工事請負契約書(案)	4	第2章	第19条	(4)		発注者の行う事項	本施設の設計・建設のモニタリングとして発注者が行う具体的な内容をご教示願います。	建設状況の確認等を行います。	
255	建設工事請負契約書(案)	7	第3章	第24条	8		前払金	「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める割合(以下「大蔵省告示に定める割合」という)」は、その割合を適用する時点で最終改正されているものが適用されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、平成29年4月時点においては、平成29年3月3日財務省告示第53号(平成29年4月1日適用)が適用されるということでしょうか。	契約締結時点の割合が適用されます。	
256	建設工事請負契約書(案)	10	第4章	第32条	2		著作権の利用等	成果物を閲覧させ、複写させ、又は譲渡する「他人」に対しては、その前提として、発注者とその他人の間で守秘義務契約が締結されるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、発注者の判断により守秘義務契約を締結します。	
257	建設工事請負契約書(案)	10	第4章	第32条	3		著作権の利用等	本号にいう「発注者が委託する第三者」に対して、その前提として、発注者とその第三者との間で守秘義務契約が締結されるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、発注者の判断により守秘義務契約を締結します。	
258	建設工事請負契約書(案)	12	第5章	第1節	第37条	3	(4)	実施設計の手順	発注者の指示による場合ではなく、受注者自らが希望する変更の場合において、「変更後の内容が変更前の内容と同等以上であり、かつ発注者の承諾を得た場合」という理解でよろしいでしょうか。	質問のご趣旨が、「受注者自らが希望する変更の場合には、変更後の内容が変更前の内容と同等以上であり、かつ発注者の承諾を得た場合には変更が認められるという理解でよいか」という趣旨であればご理解のとおりです。なお、費用は受注者負担となります。
259	建設工事請負契約書(案)	12	第5章	第1節	第37条	5		実施設計の手順	本施設の工事工程に変更を及ぼさない限りであっても、変更又は追加について追加の費用が発生する場合も考えられます。この場合の追加費用は、発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第37条第3項に準じて負担します。
260	建設工事請負契約書(案)	12	第5章	第1節	第37条	8		実施設計の手順	発注者の実施設計図書の修正を求める基準に、「一般廃棄物処理施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていないこと」が挙げられておりますが、「実務慣行」の定義をご教示願います。	当該時点で一般廃棄物処理施設の設計及び建設工事に一般的に求められる水準等を考慮の上決定しますので、現時点で具体的に定義される性質のものではありません。
261	建設工事請負契約書(案)	13	第5章	第2節	第39条	5		事前調査	受注者が当該障害物の存在について予見できなかった場合の定めで、受注者が被った損害については、第73条の規定が準用されるという理解でよろしいでしょうか。	第39条第5項が請負契約締結時要求水準書及び入札説明書等から予見できなかったものであり、受注者においても予見できなかったものである場合の定めである点をご理解のとおりです。同項に基づき本請負契約が解除された場合には、事業の終了に直接必要で支出が避けられない費用については、発注者が負担します。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
262	建設工事請負契約書(案)	18	第7章	第56条	5		本施設の設計の瑕疵担保	損害賠償責任を負う場合は、その前提となる過失責任違反があると考えますので、次のとおり下線部分を追加いただけないでしょうか。 「ただし、受注者がその指図の不適合であることを知りながらこれを故意又は重過失により通知しなかったときは、この限りではない」	建設工事請負契約書(案)に記載のとおりとします。
263	建設工事請負契約書(案)	19	第7章	第58条	5		本施設の瑕疵検査	本項にいう「瑕疵検査により発見された瑕疵」は、瑕疵担保期間中という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	建設工事請負契約書(案)	19	第7章	第59条	1		保証期間中の受注者の性能保証責任	保証期間を「(3項)第53条の規定による引渡しを受けた日から起算して3年間」としており、その間、「プラントが要求性能を備えなくなった場合」に、受注者は直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければなりません。 「瑕疵」と「プラントが要求性能を備えなくなった場合」の違いをご教示願います。	「瑕疵」とは、当該施設が通常備えるべき性能等を備えていない状態、「プラントが要求性能を備えなくなった場合」は、入札説明書及び要求水準書等で求められる性能等を備えなくなった状態をいいます。
265	建設工事請負契約書(案)	19	第7章	第59条	1		保証期間中の受注者の性能保証責任	「保証期間中、プラントが要求性能を備えなくなったときには、当該状態が改善され、発注者の承諾が得られた時から起算してその後3年間まで、保証期間を延長する」との条文は過重な責任と思われるので、保証期間の延長は削除していただけないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)に記載のとおりとします。
266	建設工事請負契約書(案)	22	第67条	1, 2			地域住民対応	地域住民対応について、受注者が実施するとありますが、入札説明書P7(2)②においては、近隣対応は組合殿が実施する業務とあります。入札説明書の基本的な考え方に則り、契約書(案)の当該項目については修正していただけると考えて宜しいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)に記載のとおりとします。
267	建設工事請負契約書(案)	22	第9章	第66条	7		不可抗力	本項の解除における受注者が被った損害については、第73条の定めが準用されるという理解でよろしいでしょうか。	解除について発注者に帰責性がないので、発注者は損害を負担しません。解除の効果は建設工事請負契約書第74条に従います。
268	建設工事請負契約書(案)	23	第9章	第68条	4		受注者に起因する条件変更	「建設工事完了予定日の変更を行うことができない」とありますが、発注者側に起因する遅延が生じた場合には、建設工事完了予定日を変更していただけないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)に記載のとおりとします。発注者側に起因する条件変更については建設工事請負契約書第69条に従います。
269	建設工事請負契約書(案)	24	第9章	第71条の2	1		契約が解除された場合等の違約金	基本契約第13条による賠償金の支払いを請求する時についても、「本項による違約金を重ねて請求することはできない」と同様に理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書第71条の2及び基本協定書第4条第1項の規定は違約金にかかるものである一方、基本契約第13条は損害賠償にかかる規定ですので、性質が異なり、重ねて請求することが妨げられるものではありません。 (なお、違約金により填補された金額については、最終的に発注者に損害が発生しなかったと解されることは考えられます。)
270	建設工事請負契約書(案)	25	第9章	第71条の2	2		契約が解除された場合等の違約金	本請負契約に基づく債務の履行を「正当な理由なく」拒否し、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです(なお、ご質問は第71条の2第1項(2)にかかるものと理解しています。)
271	建設工事請負契約書(案)	25	第9章	第74条	1		解除に伴う措置	「発注者が出来形の引渡しを受けないとき」の意味は、「出来高部分の検査に合格しなかったとき」という理解でよろしいでしょうか。	出来形部分にかかる検査の合否にかかわらず、発注者が出来形の引渡しを受けないと判断した場合を広く含みます。
272	建設工事請負契約書(案)	20, 21	第9章	第65条	1		法令変更	本項の解除における受注者が被った損害については、第73条の定めが準用されるという理解でよろしいでしょうか。	解除について発注者に帰責性がないので、発注者は損害を負担しません。解除の効果は建設工事請負契約書第74条に従います。
273	運営業務委託契約書(案)	1	第1章	第7条	2		契約保証金	契約保証金の額は、年間の運営・維持管理業務委託費の100分の10でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
274	運営業務委託契約書(案)	2	第1章	第8条	2		解釈等	「なお念のため、受注者は、基本契約第9条及び第10条と本委託契約の規定との間には、齟齬がないことを確認する」の点は、受注者は、本施設の引渡日から3年間の間に本施設について異常事態が発生した場合(本施設の瑕疵に基づく異常事態の発生を含む)、建設工事請負契約第56条、第57条及び第59条の規定を履行するのではなく、運営事業者が運営業務委託契約第37条及び第38条に基づいて負担する改善義務及び同契約第39条第4項、第40条第1項、同条第6項及び第41条第2項に基づき負担する債務について、連帯責任を負うという理解でよろしいでしょうか。	回答No. 251を参照ください。
275	運営業務委託契約書(案)	3	第1章	第13条	2		再委託等の禁止	「発注者の事前の承諾を得た場合には、運営・維持管理業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる事ができる」とありますが、地元企業への発注を拡大するためにも、地元企業を対象とした第三者委託については構成員・協力企業と同様に事前通知によるものに変更頂けないでしょうか。 変更頂けない場合、より多くの地元企業への発注を確保するためにも、地元企業への第三者委託については貴組合による事前承諾の際に善処頂きますようお願い致します。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
276	運営業務委託契約書(案)	3	第1章	第13条	2		再委託等の禁止	「受託者又は下請人が構成員又は協力企業である場合には発注者への事前の通知で足りる」とありますが、事前通知を行った構成員又は協力企業からの一部委託については、受注者から第三者への一部委託と同様、発注者への事前の承諾を得た場合には委託または請け負わせることが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	運営業務委託契約書(案)	4	第2章	第1節	第18条	2	保険	保険契約締結後又は更新後、速やかに保険証券の写しを提出するとありますが、保険証券の作成には2ヶ月程度要する場合がありますので、付保証明書の提出で代替させて頂いてもよろしいでしょうか。	必要に応じて付保証明書の提出を求めることはあり得ますが、付保証明書を提出した場合でも、保険証券作成後に保険証券の写しを提出していただく必要があります。
278	運営業務委託契約書(案)	4	第2章	第1節	第19条	4	運営・維持管理業務の開始の遅延	本項の場合は、第2項・第3項の適用はないという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約に基づく業務の進行の遅延が、運営事業者の責に帰すべき事由による場合には適用があります。
279	運営業務委託契約書(案)	5	第2章	第2節	第21条	1	従業員の確保	「従業員」は、再委託先の従業員という理解でよろしいでしょうか。	関係法令上の手続き等において、支障がないように配置していただく必要があります。
280	運営業務委託契約書(案)	6	第2章	第3節	第26条	1	事故搬入者からのごみの受付及びごみ処理手数料の徴収	「ごみ処理手数料を徴収する事務」も再委託可能でしょうか。	原則として再委託はできません。
281	運営業務委託契約書(案)	6	第2章	第3節	第27条	3	処理不適物の取扱い	「故障等の原因となった処理不適物が、発注者が回収して本施設に搬入した廃棄物に混入していたものであり、かつ受注者において当該処理不適物を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにし、発注者が合理的と判断したとき」とありますが、「合理的と判断」の定義をご教示願います。	当該具体的な状況を踏まえて判断するものであり、現段階で定義を設ける性質のものではありません。
282	運営業務委託契約書(案)	9	第2章	第5節	第37条	2	異常事態	異常事態の項目に「発注者及び受注者は、本施設が要監視基準値を逸脱した場合、・・・」とあります。また、入札説明書P2の運転停止型減額措置において、減額等の措置を講じる状態として「異常事態の発生」が記載されています。 一方、入札説明書P5表-1 運転継続型減額措置が必要となる状態(例)として、「要監視基準値の逸脱」が記載されています。運営業務委託契約書(案)第37条に記載されている異常事態に「要監視基準値の逸脱」は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	基本契約書別紙1定義集規定のとおり、要監視基準値の逸脱は異常事態に含まれます。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
283	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第39条	5	臨機の措置	「第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった原因が本施設の瑕疵による場合、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担する」を削除していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
284	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第40条	2	費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本項の内容は建設工事請負契約の内容ですが、運営業務委託契約における受注者の負うべき責任ではないと考えているため、削除していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
285	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第40条	5	費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本項の内容は建設工事請負契約の内容ですが、運営業務委託契約における受注者の負うべき責任ではないと考えているため、削除していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
286	運営業務委託契約書(案)	10, 11	第2章	第5節	第41条	2	運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	「受注者は、(略)建設工事請負契約に基づく本施設の建設事業者から発注者への引渡してから3年を経過するまでの期間中に本施設の瑕疵を原因として異常事態が発生した場合には、当該異常事態の発生と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない」とありますが、本項の内容は建設工事請負契約の内容であるため、運営業務委託契約における受注者の負うべき責任ではないと考えます。したがって削除していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
287	運営業務委託契約書(案)	12	第2章	第7節	第45条	3	ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	発注者が、本施設の改造を受注者以外の第三者に委託し、当該第三者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合には、発注者がその負担をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	発注者の負担の有無については、適用法令に従います。
288	運営業務委託契約書(案)	13	第4章	第49条	4		要求水準書の変更	「(略)発注者がやむを得ないと発注者が認めるもののみ」については、発注者の裁量で賠償額が決定されるのではなく、「損害賠償額について発注者と受注者間で協議する」ことに変更していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
289	運営業務委託契約書(案)	13	第5章	第51条	3		第三者の損害	「発注者は、受注者からの請求に基づき、前項の規定による協議により決定した負担割合相当額を受注者に対して支払う」とありますが、「発注者は当該損害額を、第2項の負担割合決定後から30日以内に受注者へ支払う」という内容に変更していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
290	運営業務委託契約書(案)	13	第5章	第50条			所有権	本施設の更新等を行った場合においても、本施設の所有権は発注者に属するとありますが、改造等により新設または増設された機器の所有権も発注者に属するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	運営業務委託契約書(案)	14	第5章	第52条	8		法令変更	運営・維持管理業務委託費の減額について、当事者間で協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	運営業務委託契約書(案)	14	第5章	第52条	9		法令変更	「(略)やむを得ないと発注者が認めるもののみ」については、発注者の裁量で賠償額が決定されるのではなく、「損害賠償額について発注者と受注者間で協議する」という内容へ変更していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
293	運営業務委託契約書(案)	14	第5章	第53条	5		不可抗力	「(略)やむを得ないと発注者が認めるもののみ」については、発注者の裁量で賠償額が決定されるのではなく、「損害賠償額について発注者と受注者間で協議する」という内容へ変更していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
294	運営業務委託契約書(案)	15	第5章	第54条			不可抗力による危険	不可抗力による損害に対し、損害保険金が支払われる場合、受注者の負担額に充足できるとの理解でよろしいでしょうか。	保険金による補てん後の損害について、第54条を適用します。

新環境工場(ごみ処理施設)整備及び運営事業 第1回入札説明書等(入札参加資格以外)に関する質問回答書

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
295	運営業務委託契約書(案)	15	第6章	第55条					損害賠償等	受注者帰責事由により本施設に損害を与え、発注者が付保する一般財団法人全国自治協会公有物災害共済で補償可能な場合、その保険を使用することは可能でしょうか。	結果として発注者の損害が軽減される可能性はありますが、受注者において一般財団法人全国自治協会公有物災害共済による補償を損害賠償の一部として使用することができるものではありません。
296	運営業務委託契約書(案)	15	第6章	第55条	2				損害賠償等	本項は「受注者の責めに帰すべき事由により、本委託契約に従った運営・維持管理業務を実施せず、又はその他本委託契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない」の意味でよろしいでしょうか。	受注者に帰責性がないことを、受注者側で立証した場合には、同条項に基づく損害賠償責任は発生しません。
297	運営業務委託契約書(案)	15	第7章	第56条	2	(3)			運営期間終了時の取扱い	「当初の要求水準書に規定されている性能(容量、風量、温湿度、強度等計測可能なもの)」は「要求性能」の意味と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	運営業務委託契約書(案)	15	第54条						不可抗力	「不可抗力による損害が生じた場合において～これを超える額については発注者が負担する。」とありますが、DBO方式による事業の場合、施設の所有者は組合様であるため、不可抗力事象の発生による施設の毀損等による費用は、組合様負担と理解してよろしいでしょうか。	54条は、本施設の運営・維持管理業務について発生した損害及び増加費用に関する規定です。
299	運営業務委託契約書(案)	16	第7章	第56条	8				運営期間終了時の取扱い	次期運営事業者と発注者の間で守秘義務契約が締結されるという意味でよろしいでしょうか。	必要に応じ、発注者の判断により守秘義務契約を締結します。
300	運営業務委託契約書(案)	16	第8章	第58条	2	(7)			発注者の解除	「ただし、発注者が本委託契約の規定に基づき60日より長い猶予期間を設けた場合」について、どの規定に基づくものかご教示願います。	一般的に発注者がより長い猶予期間を設けることがありうることを示したものです。
301	運営業務委託契約書(案)	17	第8章	第59条	6				違約金	基本契約第13条による賠償金の支払いを請求するときについても同様に、「本条の規定による違約金を重ねて請求することはできない」と理解してよろしいでしょうか。	回答No. 269を参照ください。
302	運営業務委託契約書(案)	18	第8章	第60条	3				委託業務の一部解除	「(略)やむを得ないと発注者が認めるものについてのみ賠償する」については、発注者の裁量で賠償額が決定されるのではなく、「損害賠償額について発注者と受注者間で協議する」という内容へ変更していただけないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
303	運営業務委託契約書(案)	18	第9章	第62条	1				特許権等	「工業所有権」は「産業財産権」の意味でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	運営業務委託契約書(案)	19	第9章	第63条	3	(2)			著作権の利用等	成果物を閲覧させ、複写させ、又は譲渡する「他人」に対しては、その前提として、発注者とその他人の間で守秘義務契約が締結されるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、発注者の判断により守秘義務契約を締結します。
305	運営業務委託契約書(案)	19	第9章	第63条	3	(3)			著作権の利用等	本号にいう「発注者が委託する第三者」に対して、その前提として、発注者とその第三者との間で守秘義務契約が締結されるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、発注者の判断により守秘義務契約を締結します。
306	運営業務委託契約書(案)	20	第9条	第66条	3	(6)			秘密保持義務	本号に掲げる第三者へ開示する場合は、その前提として、発注者とその第三者の間で守秘義務契約が締結されるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、発注者の判断により守秘義務契約を締結します。